

(3) 控除計算（平均給与額算定書（C）欄、（C'）欄）

この計算は、過去3月間に職員の責めに帰することのできない事由等によって勤務することができなかった日等がある場合の特例的な計算方法です。

この計算は、健康で通常の状態における給与水準を補償の水準とすることから、このような事情により勤務しなかった期間は、給与が通常に比べて減少しているか又は支払われていないため、この影響を平均給与額の計算に際して除外し、職員に不利にならないよう配慮したものです。

具体的には、過去3月間に次に掲げる日がある場合には、「その日数」及び「その間の給与」は、控除して計算します。ただし、控除事由がある場合でも、控除しないで計算した平均給与額が、控除して計算した平均給与額より高額となる場合は、その額が平均給与額となります。

ア 負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができなかった日（年次休暇等であっても療養のため勤務することができなかった日、及び親族の看護のため勤務することができなかった日を含む。）

イ 被災職員が出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前から出産後8週間以内において勤務しなかった日

ウ 介護のために承認を受けて勤務しなかった日

エ 地方公共団体の責めに帰すべき事由によって勤務することができなかった日

オ 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかった日（組合休暇を与えられた期間を含む。）

カ 育児休業の承認を受けて勤務しなかった日

これらの場合には、ア～オの事実を証明する書類（出勤簿等）を添付する必要があります。

「その日数」には、勤務を要しない日、休日等を含み、1日の一部が控除事由に該当するとき（例えば、組合休暇で半日休になる場合）も、その日を全く勤務しなかったものとして控除することになります。

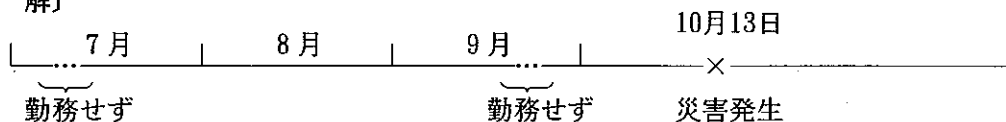
「その間の給与」は、原則として、控除事由に該当する日の属する月に支給されるべき当該給与の月額をその月の暦日数で除して得た額に当該月の勤務できなかった日数又は勤務しなかった日数を乗じて得た額及び平均給与額の算定の基礎となる寒冷地手当の額を365で除して得た額に、控除日数を乗じて得た額となります。

なお、例えば、控除すべき日に時間外勤務を行っていたような場合には、その日の時間外勤務手当も控除の対象となります。

○控除計算の算定例

10月13日に災害を受けたが、7月9日から7月13日までと9月19日から9月22日まで私傷病で休んでいた場合

〔図 解〕



〔給与内訳〕

給 与 期 間		7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計
総 日 数		31日	31日	30日	92日
勤務した日数		24日	25日	24日	73日
控 除 日 数		5日	0日	4日	9日
給	給 料	253,700円	253,700円	253,700円	761,100円
	扶 養 手 当	20,500円	20,500円	20,500円	61,500円
	調 整 手 当	27,420円	27,420円	27,420円	82,260円
	住 居 手 当	7,500円	7,500円	7,500円	22,500円
	通 勤 手 当	10,000円	10,000円	10,000円	30,000円
	時間外勤務手当	19,160円	17,244円	22,992円	59,396円
	特殊勤務手当	22,833円	22,833円	22,833円	68,499円
与	宿 日 直 手 当	円	円	円	円
	日 額 特 勤	4,370円	5,750円	4,370円	14,490円
		円	円	円	円
	計	365,483円	364,947円	369,315円	1,099,745円

〔計算方法〕

◎ 原則計算による額

$$1,099,745円 \div 92日 = 11,953^{15}円 \cdots \cdots A$$

◎ 控除計算による額

(控除日数)

7月…5日 9月…4日 (勤務を要しない日を含む。)

(控除すべき給与)

{給料+扶養手当+調整手当+住居手当+通勤手当+特殊勤務手当}

÷(暦日数)×(控除日数)で求める

$$7月分 341,953円 \div 31日 \times 5日 = 55,153^{10}円 \cdots \cdots a$$

$$9月分 341,953円 \div 30日 \times 4日 = 45,593^{13}円 \cdots \cdots b$$

$$a + b = 100,747^{43}円$$

(控除計算)

(給与総額-控除すべき給与)÷(総日数-控除日数)=(1,099,745円

$$-100,747^{43}円) \div (92日 - 9日) = 998,997^{57}円 \div 83日 = 12,036^{14}円 \cdots \cdots B$$

◎ 平均給与額 (A, Bの比較) $11,953^{15}円 < 12,036^{14}円 \cdots \cdots 12,036^{14}円$